

高山市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を令和8年6月15日に廃止するので公示する。

その関係図面は、令和8年6月12日から2週間、高山市丹生川支所基盤産業課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月12日

高山市長 田 中 明

市 道 路 線 供 用 廃 止 調 書

整理 番号	(路線番号) 路線名	区 間
1	(丹 1 7 1) 坊方北線 3	高山市丹生川町坊方字下田 1 5 5 7 番地先から
		高山市丹生川町坊方字荒田 9 7 3 番地先まで